

令和7年度

第15回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年8月26日

東松島市農業委員会

令和7年度第15回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年8月26日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

日程第9 議案第5号 令和7年度全国農業新聞普及計画（案）について

日程第10 議案第6号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	—
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵	15 番	安 部 俊 郎

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第15回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー
ー 会長の動向報告 ー

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、15番安部俊郎委員から欠席届が出されております。
ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第15
回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、14番今野嘉彦委員、1番熊谷奨委員のお二人を指名したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字南一198—1 外 計2筆で2,210㎡、解約届出日は令和7年8月1日、売買
のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字南一203—1 外 計5筆で4,356㎡、解約届出日は令和7年8月6日、売買
のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、西福田字筒ノ山2―1、161のうち55.16㎡。

農業用倉庫建築のための通路敷地として200㎡未満の転用となります。現在の状況は休耕中。令和7年7月11日届出受理。位置図は3ページとなります。通路敷地の北側に農業用倉庫を建築するのに、建築確認の際に通路の幅員が足りないということで、届出となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、野蒜字上野蒜212、135㎡。

農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、平成12年以前より農業用倉庫敷地として使用しています。この度、離農するにあたり財産整理を行う必要があり、今後も農地として使用することはないことから、非農地証明願を提出するものです。位置図は5ページとなります。後から審議する農地法第5条の転用議案に係る案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員、13番 安住高司委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月23日。転用された日が平成12年以前から。現在の利用状況は、農業用倉庫敷地。転用した理由は、自分が相続する前からのため不明。離農するにあたり財産整理する必要あり、今後も農地として使用することはない。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字本谷34—1 外 計2筆で327㎡。贈与による所有権移転となります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与、受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、自宅敷地隣接。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字横関二号64—1 外 計3筆で4,795㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月21日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻です。通作距離は、約0.3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字大島沖下30—1、663㎡。転用目的は、農家住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。贈与による所有権移転となります。位置図は10ページとなります。農地区分は、第1種農地ではありますが、周辺に集落があることで、集落接続による例外規定ということで、宮城県と調整を諮っております。申請地の北西側に現在の住宅がありますが、今の自宅の南側に山を背負っていて急傾斜地指定を受けていることから、指定を受けない東側の田の一部を転用し農家用住宅を建築したいとのことであります。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番 秋本まゆみ委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月18日。転用目的は、農家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字川前四番4—1、1,883㎡。転用目的は、現場事務所及び駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。一時転用による賃貸借権となります。許可日から11カ月の申請となっております。位置図は11ページとなります。農地区分は、第2種農地であります。JR仙石線陸前赤井駅

から1km以内で、駅中心の宅地化率が50%を超えるということで許可の対象となるということで、宮城県と調整を諮っております。市発注の道路工事にかかる案件ということでの申請です。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月21日。転用目的は、道路工事に伴う現場事務所及び駐車場敷地のための一時転用。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その3を事務局より説明願います。

○局長補佐： その3の1、赤井字南一160-1 外 計5筆で2,975㎡。

その3の2、赤井字南一166 外 計2筆で2,042㎡。

その3の3、赤井字南一164 外 計2筆で2,042㎡。

その3の4、赤井字南一163-1 外 計2筆で1,039㎡。

その3の5、赤井字南一198-1 外 計2筆で2,210㎡。

その3の6、赤井字南一199 外 計2筆で2,042㎡。

その3の7、赤井字南一203-1 外 計5筆で4,356㎡。

その3の8、赤井字南一205 外 計7筆で6,434㎡。

その3の9、赤井字南一241-1 外 計4筆で2,064㎡。

合計で、31筆、25,204㎡。

転用目的は、分譲住宅用地。現在の利用状況は、一毛田。売買による所有権移転となります。位置図は12ページとなります。農地区分は、第2種農地ではあります。JR仙石線の石巻あゆみ野駅から1km以内で、駅中心の宅地化率が40%を超えるということで、宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

・ 調査年月日は、令和7年8月21日。転用目的は、分譲住宅用地。総面積は2.9ha、分譲軒数は81区画予定。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その4を事務局より説明願います。

○局長補佐： その4、野蒜字寺沢9―1、193㎡。転用目的は、駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。贈与による所有権移転となります。位置図は13ページとなります。先ほどの非農地証明願の隣接地であります。非農地証明願地の農業用倉庫を利用する際の駐車場敷地としての申請となります。先ほどの非農地証明願地については、本案件の譲受人へ贈与するということです。農地区分は、第2種農地ではあります。周辺の農地から段差があり、水路等によって分断されており、生産性の低い農地ということで宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番 安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年8月23日。転用目的は、資材用倉庫の駐車場敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）、を上程いたします。事務局より説明願います。

○事務局長： 今年度4月から中間管理機構の方で行っている運用になりまして、最終的な決定は宮城県となります。申請段階の審査等は全て中間管理事業の中で行っており、決定公告前に中間管理機構は農業委員会へ意見を聞くものと法律で定められております。

確認事項としましては、貸付相手方について妥当であるかどうかを審議していただくものとなります。

総会提出日は、令和7年8月26日。県公告予定日は令和7年10月24日。公告日の翌日から権利設定が有効となります。

転貸人は、全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

期間は、全て県公告予定日の翌日の令和7年10月25日から令和17年10月24日の10年間で

す。その1、小松字稔田68—1 外 計2筆で2,214㎡、借賃は22,200円。

その2、小松字稔田115 外 計2筆で2,025㎡、借賃は20,200円。

その3、小松字下浮足31—1 外 計3筆で2,836㎡、借賃は28,300円。

その4、小松字下浮足3 外 計9筆で5,922㎡、借賃は59,200円。

いずれも期間満了による再設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその4について、承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1からその4について承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、日程第9、議案第5号 令和7年度全国農業新聞普及計画（案）について、を上程いたします。事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は16ページとなります。全国農業新聞につきまして、毎年、年間の計画を立てて、一人でも多くの方に購読していただくように活動をしていくこととなっております。

8月12日、年間計画の素案作成。本日8月26日、定例総会において年間計画案の提出。10月27日の合同会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員に普及推進依頼をし、10～翌年2月に随時戸別訪問等による普及活動。1月23日の定例総会にて、進捗状況確認し、最終的に3月25日の定例総会において、今年度の普及部数の報告を行う計画案となっております。

全国農業新聞から宮城県農業会議を通じて、目標として全委員の購読と1委員あたりお一人の新規購読者を確保していただきたいと要望がございます。本市については、既に全委員が購読しておりますので、農業者年金加入と併せて購読希望者の情報を事務局へお願いいたします。申し込み等手続きや説明は事務局の方でいたします。よろしくお願いいたします。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和7年度全国農業新聞普及計画（案）について、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和7年度全国農業新聞普及計画（案）について、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第10 議案第6号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を上程いたします。

7月に開催した合同会議において、事務局より一度説明をしていますので、前回からの変更点のみ事務局から説明をいただきます。

○事務局長： 19ページの中段上あたりに修正を加えております。

20ページ下段の3の（2）に追加事項、21ページ下段の5（1）に修正を加えております。

22ページ（3）に追加、（4）は修正を加えております。

それ以外は、前回ご説明した内容からの変更はしてございません。

最終的な決定を頂ければと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、意見交換に入ります。ご意見ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 意見なしと認め、採決いたします。承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、
原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第15回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時14分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年8月26日

東松島市農業委員長 佐藤 栄宏

署名委員 14番 今野 嘉彦

署名委員 1番 熊谷 奨